

ナマを結ぶ汽船の寄港地で、最近はメキシコ第1の保養地として急激に発展した。慶長19年〔1614〕支倉常長一行が上陸したところで、アカプルコの海岸のうちで最も古く開かれたオルノス・ピーチに支倉立像と、スペイン語の碑石が建てられている。支倉像は、昭和47年11月常長生誕4百年記念に仙台市川内に建てられた支倉六右衛門像と同鑄である。昭和48年、仙台市と姉妹都市の提携をした。

注(3) ノバ・イスパニア Nueva Espana。スペイン(イスパニア)植民地時代のメキシコの呼称、「新イスパニア」の意。日本では徳川時代、ノビスパン(濃昆数般)と呼んだ。

注(4) p.110 の注(4)参照。

資料 支倉常長(支倉常長顕彰会編)

ローマへの遠い旅—慶長使節支倉常長の足跡—(高橋由貴彦)

慶長使節(松田毅一)

ローマにかけるゆめ 一支倉常長(浜田けい子)

支倉常長伝記(鈴木省三。「伊達政宗欧南遣使考全集」の内)

80. 式内社「遠流志別石神社」のこと

問 石越町北郷字中沢の「遠流志別石〔おるしわけいし〕」神社が、式内社で由緒も古く、石越の地名も(1)これに由来するとされていますが、「宮城県史」(2)の栗原郡築館町内旧富野村の項にも「遠流志別石神社」が式内社として記されています。同名の式内社が2社あったのでしょうか。

答 式内社とは、「延喜式」の神名帳に記載されている神社を指します。「延喜式」卷10の神名帳の中に、次のように記されています。

『栗原郡七座(3)大一座小六座

表刀〔うわとの〕神社 志波姫神社名神大

雄銳〔おとの〕神社 駒形根神社

和我〔わかの〕神社 香取御兒神〔かとりみこかみ〕社

遠流志別石〔おるしわけいしの〕神社 』ですから、

式内社としての遠流志別石神社は、元来唯1社だけであります。

「延喜式」とは、律令の施行細則ですので、律令制の衰退とともに実効力を失い、式内社についても、全国的に所在不明となってしまったものも多く、今日まで祭祀が一貫して存続しているものとは限らなくなってしまいました。しかも、神名帳は上記したように、もともと国郡単位で、所在の村字名等

が一切記されていません。現存するものであっても、永い年月転変を経過した今となっては、いずれとも式内社と特定することのできないものがあります。このことについて、「神社概説」（佐々 久。「宮城県史」12の内）に、

『しかし、延喜式内社も皇室の実力が衰えて武家時代となり、更に乱世となると祭祀を失い、その所在地も不明となったものがあった。徳川時代神道がようやくおこり、佐久間洞巖が「観蹟聞老志」を著すころに、一度だけ論ぜられて所在が明らかにされたものもあり、また「封内風土記」の編纂が田辺希文・希元父子によってなされた折に注目され、明治維新後は排仏毀釈の勢により、延喜式内社なりと、その本家争いをさえ見るに至った。』と述べています。

「遠流志別石神社」の式内社としての所在地について、石越町にも、築館町にも現存しているとされ地域の信仰を集めています。「神社概説」（佐々 久。「宮城県史」12の内）に『……石…などを祀った神々が多かった。…遠流志別石…などである。のちにこれらには功績のある神々を配した……』とある通り、双方とも御神体が巨石であることは同様であります。

そこで、「遠流志別石神社」が、図書資料の中でどのように扱われているか、石越・築館町の各社別に併記して置きます。これ以上のこととは、信仰の問題に属します。

1. 石越の遠流志別石神社

1) 「觀光登米郡」（高野運太郎。「宮城県史」16の内）

『石越村

○○○○○○○
遠流志別石神社（延）

もと郷社、祭神は日本武尊。北郷中沢の丘陵に鎮座し、往昔の延喜式内社栗原郡七座の一つで、石神社ともいわれる。

縁起によると、「日本武尊東征の途次、伊勢神宮に参拝叔母倭姫命より明玉を授けられ、これを頭上にいただけばたちまち賊鎮定との御言葉。尊、東国平定に及びこの地に至れば明玉は靈石と化す。よって之を祀る。靈石小石を産す。」とある。（石森町石大神社参照）神社の背後には、巨石が露出し、その周囲に玉小石が累々とおかれている。これは妊婦が安産を祈願し、小石一箇を借りうけ、安産後二箇にして供える地方の風習のためである。

石森・石越共に石材の産地、共に石神社のあるのは、名産の石に感謝してそれぞれ名石を神にいつき祀ったのであろう。

石森町

○○○
石大神社

石大神社の縁起によると、祭神は日本武尊となっている。尊が東夷を征する時、倭姫命から明玉を授けられ、これを頭上にいたゞいて進発したが、征くところ皆その威光におそれ靡いたという。夷賊平定後、尊は此の山上に明玉を安置したが、明玉は二つの靈石と化したので、里人これを石母里ノ神として崇め、山を石母里山、村も石母里と呼び、後に石森に改めたと伝えられている。

二つの靈石の一石を別石の神と称し、石子石ノ郷と呼び、後に石越と改めたという。延喜式内社遠流志別石神社は即ちこれであるという。

石森・石越共に日本武尊が祭神であり、しかも靈石に因んだ同じ伝説があり、両地とも石材の名産地であることも共通している。石大神社の背後には巨石が所々に露出して、丘陵全体が石山であるともいわれている。生活に直接恩恵を与えた石を神として祀る自然崇拜は、いずこの地にも見られる信仰である。』

2) 「石越町史」(石越町史編纂委員会編)

『遠流志別石神社 北郷字中沢

延喜式内栗原七座の一つ。

祭神 倭建命(日本武尊)

社殿 間口一間半 奥行一間(現在銅板葺)

拝殿 間口三間 奥行三間二尺(現在瓦葺)

縁起については数多く伝えられているが、そのうち最も一般的で永い間伝えられてきた口碑は次のものである。即ち景行天皇の皇子日本武尊が東征出発のとき、伊勢の御嬢倭姫命が天照大神より伝えられた明玉を尊に授けて、「これを頭上に戴き赴くべし」といわれた。東国が平定されたとき、この明玉は靈石と化したのでこれをお祀りした。この靈石は子石を産んで五十の数に別れたので、この地を石子石の里というようになった。この石は能く水火の災を除くといわれてきた。文治五年平泉藤原氏滅亡の後社殿は荒廃して伝承の文書を失い、里びとは石神明神となえてきたが、安永年中田辺希元の調査の結果遠流志別石神社であることが判明した。天明六年冬中沢の小野寺新右衛門が宮殿を再興し、寛政七年十月社地を献納した。又文化元年宮を作り、天保十一年三月正一位に叙せられ、明治六年六月郷社に列せられ、四十年三月神饌幣帛料供進社に指定された。

以上の縁起・沿革の通り、石越という名はこの神社の石子石に由来するものとされる……昭和四十三年十一月、明治百年記念事業として本殿後の神石に自然石の玉垣を設けた。』

3) 「新撰陸奥風土記」卷之3(保田光則)

(9)

『栗原郡七座 大一座

小六座

〔前略〕

—遠流志別石神社

一ノ迫鬼首村荒湯温泉の側に在るを云といふ説もあれと誤なり三ノ迫石越村小野寺喜惣右衛門と云者の宅中にあり大石小石と二在り故に大石小石村と云しを後石越村と云とそ此石即ち此神なりと云り』

4) 「大日本地名辞書」第7卷(吉田東伍)

(10)

『石越

今石越村といひ、佐沼の北一里半、其南に迫川流れ、北は磐井郡（陸中）流郷、永井油田に境し、西は栗原郡若柳駅に連接す。近年、鉄道此を通過し、停車場あり。

封内記云、栗原郡高倉庄石越邑、公族葦名氏采邑、建部明神、白鬚明神、伊勢神明、一宮祭之、古墳、千葉越前者所居、加沼、接磐井郡流郷永井邑。〔遠流志別石神社を記さず〕

○神祇志料に、延喜式、栗原郡遠流志別石神社は、石越村に在り、〔奥羽式社考、奥州紀行、巡拝旧祠記〕、と云へど疑ふべし、栗原郡二迫川荒瀬に合考せよ。

保田氏新風土記云、式内社遠流志別石神、三迫石越村小野寺喜惣右衛門の宅中に有り、古来大石小石二つ有る故に、大石小石村と云ふを、後石越村と改む、此石即、其神也と云へり。

安永中三迫風土記〔書出〕云、石越村、六百十七戸、寛永中八十九戸、石神社、子持石、長二尺四寸、横一尺四寸、高六寸、これは式内遠流志別石神の由に申伝候。」

5) 「宮城県神社名鑑」（宮城県神社庁）

『遠流志別石神社

鎮座地　　登米郡石越町北郷字中沢81

御祭神　　倭建命

例祭　　四月九日

由緒

鎮座地は、旧栗原郡三迫高倉荘石越村といひ、佐沼の北六キロ、南は迫川流れ、北は磐井郡流〔p.468の161、「流」とは何処か。参照〕郷に境する。

『縁起によれば、景行天皇四十年、日本武尊東征の途次伊勢神宮に社参の砌倭媛命より明玉を授けられ、「頭上に戴きて赴くべし必ず勝利を得ん」と申された。尊は着陣の地に之れを埋め神祠を建て斎き祀ったという。後明玉は靈石と化し年々小石を産む。よって里人は石神、明神石と称え崇め、村名を大石小石村といった。延喜の制小社に班す。即ち栗原七座の一である。和銅二年（七〇九飛鳥）鎮東將軍巨勢麻呂蝦夷征伐の際、近江国栗田郡建部氏（タケルベ、倭建命御名代部）従軍してこの地に来て本社を再興し神主となり後世に及ぶが、文治五年藤原泰衡滅亡し社域また荒廃した。然るに安永中田辺希元の調査によって式内社であることを知り、天明六年肝入小野寺新左衛門宮社を再興し天保十一年三月には正一位の神階を奉って崇敬の誠をささげた。明治六年六月郷社列格、同四十年三月供進社に指定された。

○「三迫風土記書出」石越村、石神社、子持石、長二尺四寸、横一尺四寸、高六寸。これは式内遠流志別石神の由申伝候。

「新風土記」式内社遠流志別石神、三迫石越村や野寺喜惣右衛門の宅中に在り、古来大石小石村と云う、後、石越村と改む。此石、即其神也。

「神祇志料、奥州紀行、巡行旧祠記、神名牒」みな当社の所在を石越村に定めているが、吉田博士はこれを疑い栗原郡二迫川荒瀬にもとめている。

二迫川は、一名荒瀬といえり、夷語遠流志の訛にあらずや、本郡、式内遠流志別石神社と載せ、靈元年紀、夷酋の名に邑良志別君宇蘇弥奈あり、後世の夷語に、渓川をベチというにも合考せらる。

祭神を社伝倭建命とするが、「神名牒」は、邑良志別君の祖神邑良志別神としている。』

6) 「明治神社誌料」中巻（明治神社誌料編纂所編）

『登米郡石越村大字石越

郷社 遠流志別石神社

祭神 倭建命

勧請年代を知るに由なしと雖も、延喜式内栗原郡なる遠流志別石神社是なりと……』

2. 築館の遠流志別石神社

1) 「栗原郡誌」下編（栗原郡教育会編）

『富野村〔現築館町内〕

遠流志別石神社

根岸に在り、大石を神体として祀る、此大石の一は直径三尺五六寸にして、地面に五六寸現出し居れるも、地中は何尺埋まり居るやは知るを得ず、他の一は前者より稍や大にしてその形状は前者と彷彿〔ほうふつ〕せり、之れに類する石は尾松林字栗原大石沢及び沢辺村大字姉歯沢田等に各一個ありと云ふ、而してその所在は殆んど一線の列をなし居り、九州及び四国に発見せる石に酷似せりと云ふ説あれど、未だ確然たる断案を下したる人なし』

2) 「観光栗原郡（狩野文朔。「宮城県史16の内）

『築館町（旧富野村）

遠流志別石神社（延）

「続日本紀」「元正天皇靈龜元年、十月丁丑」の条に「陸奥の蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈」おらしきわみうそみなという一族長の名が見え、邑良志はまた、遠流志とも当字してあるから、奈良朝以前には、二迫川下流の邑落名は遠流志であったらしい。いま二迫川の別名「荒瀬川」も、この遠流志からの転訛ではなかろうか。玉沢村木戸にある和我神社の祭神和我君計安墨と共に、この邑良志別君宇蘇弥奈も、いわゆる帰服の蝦夷人であって、王朝の東北開拓の功労者であったから、国ツ神でありながら、延喜式七社中の大神として祀られたものであろう。

遠流志別石神社の祭神は、このようにはっきりしているが、惜しいかな社境は不明である。土地の人々に聞くと、遠見村根岸の長根続き、西向きの急傾斜面に露出している花崗岩の巨石が、石神社の御神体だとのことである。赤みを含んだあら目の石で、酸化のためかつよくやけている。

「栗原郡誌」に〔下略〕』

3) 「栗原の遍歴（白鳥白陽）

『築館町

遠流志別石神社

根岸にあり、大石が神体と言われる。この大石は地面にあらわれている部分は高さ二〇センチ、直径一メートル余だが、地中はどこまであるかわからぬと里人はいう。ほかにこれよりも大きな石が尾松字栗原大石沢と沢辺大字姉歯・沢田に各一個あって、その所在は一線の列をなしている。九州・四国にある石と似ていると伝えられている。』

4) 「築館町史」(築館町史編纂委員会編)

『宗教法人に登記していない町内神社

富野地区

遠流志別石神社

所在地 富村根岸

祭神 大石を神体に祀る

例祭月日等 大石の一つは直径三尺五、六寸地回五、六寸現出、地中何尺埋っているか知り得ない、他の一石、前より大、之に類する石、栗原の大石沢、姉歯沢田に各一個あり、所在殆ど一線上に在る。

遠流志別石神社は石神であろう。或は迫川の河辺にあった巨石をまつたものであろうか、胆沢郡にも於呂閉志神社がある、覚鑑城の地を祀ったものであろう。河か崖か即ち胆沢川上流の蝦夷よりの攻撃を防ぐ河か崖を祀ったものであろうか。

ヲロシワケイシ神は迫川の岸にあって、蝦夷に対して防ぐ石か崖をまつたものではあるまいか。伊治城周辺にあるべき神社と思われる。』

5) 「大日本地名辞書」第7巻(吉田東伍)

二迫川

一迫の北に井び行く所の一溪にして、花山村の北なる文字村の山中に發し、東北に降る。鳶沢、稻屋敷等を過ぎて、城生野に至り一迫川に合す、長八里許。細倉鉛山は、二迫の源頭にあたる、一名、下熊川、又、音無川といへり。

二迫川は、一名、荒瀬といへり、荒瀬は、夷語遠流志の訛にあらずや。本郡式内、遠流志別神社と載せ、靈龜元年紀、夷酉の名に邑良志別君宇蘇弥奈あり。後世の夷語に、溪川をベチといふにも合考せらる。(或は、今、登米郡石越村に、遠流志別社ありとも云ふは、信〔う〕け難し)又、かの邑良志別君の建てし香阿村といふもの、其地今知れず、猶探るべし。

補〔遠流志別石神社〕 ○神祇志料、按続日本紀陸奥蝦夷邑良志別君宇蘇弥奈と云者あるに拠らば、石恐らくは君の誤りなり、但遠邑音違へるが如くなれど、當時夷言常例を以てみるべからず、姑附〔こじつけ〕て考に備ふ。〔下略〕』

注(1) 古くから栗原郡高倉荘。三迫に属していたが、明治10年登米郡に編入された。昭和34年単独で町制を施行。

注(2) 「延喜式」50巻中の巻9・巻10の神名帳に記載された官社即ち延喜式内社のことと、単に式社ともいう。原則として、祈年祭の官幣・国幣の奉幣にあづかる神社をさす。その数は時代と共に増加してきたもので、延喜式成立当時の醍醐天皇延長5年〔927〕には、宮中・京中・五畿内〔ごきない〕を初め7道諸国にわたり、総計2,861社であった。奈良時代までは、毎年全国の神職を京師に集め、神祇官〔じんぎかん〕で官幣を頒布する定めであったが、平安初期桓武天皇の時、当該諸国の正税を以て官幣に替える国幣の制度を採用した。京師に近い五畿道内の諸社は従前通り總て官幣を奉り、東海道その他諸道の神社は特殊の神社（武藏国氷川神社、下総国香取神宮、常陸国鹿島神宮など）を除いては国幣を奉幣した。更にこれら官社を大社・小社に区別するが、区別の基準は幣物によって定められていた。なお、神名帳に記載されていない神社を式外社〔しきげしや〕といい、神威の著るしいもので官社に昇格したものもあった。それら式外社で著名なものには、陸奥国宮城郡の塩釜神社、京都八坂神社などがあった。

注(3) 全50巻。藤原忠平等が、醍醐天皇の勅命により、弘仁・貞觀〔じょうがん〕の二式を集大成し、延長5年〔927〕撰進。康保4年〔967〕施行。平安初期の禁中の年中儀式や制度などを漢文で記してある。「式」とは律令の施行細則である。

「弘仁式」は、大宝元年〔701〕から弘仁10年〔819〕までの「式」を集めたもの。40巻。
「貞觀式」は「弘仁式」の補遺として、変更した条文だけを編纂。貞觀13年〔871〕完成、20巻。

なお、律令を部分的に改めるために臨時に発せられた詔勅・官符の類、またそれらを編纂した書を「格」〔きゃく〕といい、「弘仁格」・「貞觀格」・「延喜格」などがある。

注(4) りつりょう。律と令。律は刑法、令は行政法などに相当する中央集権国家統治のための基本法典である。律も令も古代中国で発達、隋・唐時代に相並んで完成し、日本を始め東南アジア諸国に広まった。律令を国家統治の基本法とした古代国家を律令国家といい、我が国では7世紀半ばから形成され、奈良時代を最盛期とし、平安初期の10世紀頃まで続いた。

注(5) p.195の注(9)参照。

注(6) p.58の注(1)参照。

注(7) p.58の注(2)参照。

注(8) p.228の注(2)参照。

注(9) p.366の注(1)参照。

注(10) p.118の注(2)参照。

資料 延喜式（「新訂増補国史大系」第26巻の内。国史大系刊行会）

神社概説（佐々 久。「宮城県史」12の内）

宮城県史16

- 石越町史（石越町史編纂委員会編）
新撰陸奥風土記卷之3（保田光則）
大日本地名辞書第7卷（吉田東伍）
宮城県神社名鑑（宮城県神社庁）
栗原郡誌下巻（栗原郡教育会編）
栗原の遍歴（白鳥白陽）
築館町史（築館町史編纂委員会編）
明治神社誌料（明治神社誌料編纂所編）